

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p data-bbox="245 387 783 479"><u>山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例</u></p> <p data-bbox="204 501 296 535">（設置）</p> <p data-bbox="153 562 783 1234">第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための<u>措置</u>の影響を受けている地域経済及び県民生活を支援する事業を実施するため、<u>山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> | <p data-bbox="911 387 1449 479"><u>山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例</u></p> <p data-bbox="868 501 960 535">（設置）</p> <p data-bbox="818 562 1449 1234">第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための<u>措置並びに物価の高騰</u>の影響を受けている地域経済及び県民生活を支援する事業を実施するため、<u>山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> |